

# 大町ひじり学園いじめ防止基本方針

## 1 策定の意義

いじめは、人権の侵害であり、子どもの身体や人格を傷つけ、時として死にも至らしめるものであることから、決して許されるものではない。いじめから一人でも多くの子どもを救うためには、「いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こりうる」との認識を持ち、学校が一丸となって組織的に対応することはもとより、一人一人の大人が、それぞれの役割と責任を自覚し、社会総がかりで取り組むべきものである。

このため、大町ひじり学園では、学校教育目標・重点目標に「人権・同和教育の視点に立ったいじめや差別のない支持的風土づくり」を位置づけ、①いじめの未然防止、②いじめの早期発見・早期対応、③いじめの再発防止に取り組んできたところであるが、平成25年9月に施行されたいじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第11条に規定するいじめ防止等のための基本的な方針（以下「国基本方針」という。）、いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（以下「ガイドライン」という。）、佐賀県いじめ防止基本方針（以下「県基本方針」という。）及び大町町いじめ防止基本方針（以下「町基本方針」という。）を参酌し、さらなるいじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的として、法第12条の規定に基づき、大町ひじり学園いじめ防止基本方針（以下「学校基本方針」という。）を策定する。

## 2 いじめの防止等に関する基本的な考え方

いじめは、法第2条で「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」と定義されている。

いじめの防止等の対策に関する大町ひじり学園の基本的な考え方は、次のとおりとする。

- ・ すべての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず行うこと。
- ・ いじめは、いじめを受けた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることを、児童生徒が十分に理解できるようにすること。
- ・ いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することを第一義に大町町

(以下「町」という。)、大町ひじり学園、地域住民、家庭その他の関係者の連携のもと、いじめ問題を克服することを目指して行うこと。

### 3 いじめの防止等のための指導体制・組織

大町ひじり学園は、法の規定に基づく以下に掲げる組織を設置することとし、組織の適切な運用及び連携の強化を図ることで、学校基本方針に基づくいじめの防止等のための対策がより実効的なものとなるよう努める。

#### (1) 大町ひじり学園いじめ対策委員会

大町ひじり学園は、法第22条に規定に基づき、学校の内外におけるいじめの防止等の措置を効果的に行うため、校長、副校長、教頭、教務主任、生徒指導主事(生徒指導主任)、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、学校生活サポート支援員などを委員とする大町ひじり学園いじめ対策委員会(以下「学校委員会」という。)を設置する。

学校委員会は主に以下の内容を担うものとする。

- ・ 法に基づくいじめの調査を行う。
- ・ 解消及び再発防止について対策を講じる。

#### (2) 大町ひじり学園いじめ拡大対策委員会

大町ひじり学園は、法第22条に規定に基づき、校長の求めに応じ、次に掲げる事項について調査審議し、又は校長に建議するため、学校運営協議会委員を委員とする大町ひじり学園いじめ拡大対策委員会(以下「拡大委員会」という。)を設置する。

拡大委員会は主に以下の内容を担うものとする。

学校におけるいじめ、体罰等の防止対策の充実に関すること。

- ・ 大町ひじり学園におけるいじめの防止対策の充実について協議する。
- ・ 校長が、状況により必要があると認める事案について、解消及び再発防止について対策を講じる。

なお、学校委員会および拡大委員会の設置要綱は当分の間「大町ひじり学園いじめ・体罰等対策委員会要綱」をもって、これに充てる。

### 4 いじめの未然防止の取組

#### (1) 大町ひじり学園いじめ防止基本方針

大町ひじり学園は、法第13条の規定により、国基本方針及び県基本方針、町基本方針を参酌し、いじめの防止等の取組を行う基本的な方向、取組の内容等を学校基本方針として定め、全職員の共通理解のもと、学校基本方針に基づき、いじめ問題に対して意図的・計画的・組織的に対応する。

## (2) いじめの未然防止

### ① 道徳教育・人権教育の改善・充実

生命を尊重する心や他者への思いやり、倫理観などの豊かな心を育み、確かな人権感覚を身に付け、望ましい人間関係を構築させるため、学校教育活動全体における位置付けを明確にした道徳教育及び人権教育の取組の改善・充実に努める。

また、いじめの未然防止につながる他校の優れた取組を参考とし、情報収集に努める。

### ② 児童生徒の自主的な取組への支援

児童会活動や生徒会活動などにおいて、児童生徒が自主的・自発的にいじめ問題を考え、自ら改善に向けた活動を進められるよう児童生徒の自主的な取組への支援を行う。

また、いじめ防止子ども会議等の取組を推進する。

### ③ いじめ防止強化月間の推進

毎年5月及び12月を「いじめ防止強化月間」に設定して、いじめ防止に関する学習や活動を集中して行う。

### ④ インターネットを通じて行われるいじめの防止

教職員の情報モラルに関する指導法の改善・充実に努めるとともに、児童生徒の状況に応じた情報モラル教育の充実に努め、インターネットを通じて行われるいじめの防止を図る。

### ⑤ いじめ問題の理解を深めるための広報啓発

いじめが児童生徒の心身に及ぼす影響やいじめを防止することの重要性など、いじめ問題の理解を深めるため、PTA懇談会や学校運営協議会等を通して保護者・地域への広報啓発活動に努める。

### ⑥ 学校・家庭・地域の連携・協働体制の構築

社会全体で子どもを見守り、より多くの大人が児童生徒の悩みや相談を受け止めることができるよう、大町ひじり学園PTAや大町ひじり学園学校運営協議会、町青少年育成町民会議、放課後児童クラブ「わかば学級」、放課後子供教室「みんなの広場」、大町保育園など、学校・家庭・地域が組織的に連携・協働する体制づくりを促す。

## 5 いじめの早期発見の取組

### ① 相談体制の拡充

#### ア スクールカウンセラーの活用

すべての児童生徒が心理等の専門的な知識を持つスクールカウンセラーによるカウンセリングを受けることができる体制を整備することにより、相談機能を高める。

#### イ スクールソーシャルワーカーの活用

心理、福祉等の専門的知見を有するスクールソーシャルワーカーを活用し、関係機関と連携した対応を行うことにより、学校におけるいじめ問題の解決を支援する。

#### ウ 学校生活サポート支援員の活用

不登校対策を講じる学校生活サポート支援員を活用し、すべての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう支援する。

#### エ 相談窓口の連携機能の充実

相談窓口を設置し、町教育委員会および関係機関と連携を取りながら、深刻な事態に至る前に迅速かつ的確に対応する。

### ② 実態把握の改善

#### ア 秘匿性を高めたアンケート調査の実施

回答する児童生徒の心情に配慮し、秘匿性を高めたアンケート調査を定期的に実施し、いじめのさらなる顕在化を図る。

#### イ ネットパトロールの実施

児童生徒がネットいじめの被害者又は加害者になっていないかを監視するネットパトロールを実施する。

### ③ いじめに対する措置への指導・支援

大町ひじり学園は、法第23条第2項の規定により、把握したいじめ及びいじめと疑われるものについて、町教育委員会へそれぞれ速やかに報告し、対応の在り方等について指導・支援を受ける。

## 6 いじめ事案への対応

### (1) いじめ発生時の対応

いじめを覚知した場合は、町教育委員会及び佐賀県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）に、直ちに報告するとともに学校委員会を開催し調査を行う。

学校委員会の調査の結果、いじめであると認知した場合には、町教育委員会及び県教育委員会に、直ちに報告するとともに拡大委員会を開催し、その事案について解消及び再発防止について対策を講じる。

## (2) 重大事態への対応

大町ひじり学園において法第28条第1項に規定する重大事態（以下「重大事態」という。）又は重大事態と疑われる事態が発生した場合又は被害児童生徒や保護者等から重大事態の申立てがあった場合は、大町ひじり学園は直ちに町教育委員会に報告し、町教育委員会の調査に協力するとともに解消及び再発防止について対策を講じる。

警察との相互連携が必要であると認めるものについては、連絡・調整を行い、学校におけるいじめの防止等の取組を推進する。

町長が重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため重大事態に係る調査結果についての調査（以下「再調査」という。）を行う場合は、その調査に協力するとともに解消及び再発防止について対策を講じる。（別添：不登校重大事案報告までの流れ参照）

いじめ重大事態の調査については、平成29年3月に文部科学省が示したガイドラインを踏まえることとする。

## 7 いじめの再発防止の取組

### ① 「いじめの解消」の周知徹底

町教育委員会が定義している「いじめの解消」について、教職員への周知及び取組の徹底を図る。

※ 「いじめの解消」とは

認知したいじめについて、被害児童生徒へのケアや加害児童生徒への指導など、学校による適切な措置が行われた後、双方の保護者も交えた謝罪の場を設けるなど、一定の解決が図られた後、3か月以上その後の観察や面談などを行い、通常の生活に戻ったと判断できる状態

### ② いじめ問題における学校評価の活用

いじめの有無や発生件数など結果のみを評価するのではなく、児童生徒に対する日頃の理解、いじめの未然防止や早期発見・早期対応の取組、いじめが発生した際の迅速かつ適切な対応、いじめに対する組織的な取組等、いじめの再発防止等、いじめ問題への適切な対処につながる学校評価を行うよう、指導助言を行う。

## 8 職員研修

### (1) いじめへの対応力の向上を図る教職員研修の推進

いじめの防止等に向けた教職員の対応力の向上を図るための研究協議や演習等を取り入れた校内研修を実施する。

また、生徒指導主事研修会等各種研修会に職員を派遣する。

### (2) いじめ問題の解決へ向けた資料等の活用

教職員向けリーフレット「子どもたちのSOSが聞こえますか（佐賀県教育委員会）」など、いじめの防止等に関する資料の効果的な活用を図る。

## 9 取組体制の点検及び評価について

### (1) 施策等の点検・評価

大町ひじり学園は、いじめの防止等に係る対策を効果的かつ着実に実施していくために、取組状況を客観的に点検・評価等をするため、学校評価のいじめ問題に関する点検項目を活用し、PDCAサイクルを確立して施策や取組状況について点検・評価を行う。

### (2) 基本方針の見直し

大町ひじり学園は、学校基本方針の策定から3年の経過を目途とし、点検・評価の結果を踏まえ、法の施行状況、国基本方針、県基本方針、町基本方針の動向等を勘案し、必要に応じて学校基本方針の見直しを行う。